

## 短期入所療養介護（介護老人保健施設併設）指定内容の変更手続き

### 1. 法人情報及び事業所情報に係る変更届出について

- (1) 法人情報及び事業所情報の変更届の提出は、変更後10日以内に行うよう介護保険法で定められていますので、厳守してください。
- (2) 変更内容によっては、変更前に事前承認が必要となる場合があります。事前に予約をしたうえで、必要書類を持参して協議を行ってください。
- (3) 提出は原則として郵送により行ってください。窓口へ持参された場合は書類を預かり、内容は後ほど確認させていただきます。
- (4) 事前協議が必要な変更項目及び事前に提出書類等の確認が必要な変更項目の場合は当課へご連絡ください。
- (5) 介護老人保健施設に併設され、みなし指定を受けている短期入所療養介護事業所及び通所リハビリテーション事業所の情報変更について、本体施設となる介護老人保健施設と同じ変更内容の場合は別途の届出は不要です。その際は、本体施設となる介護老人保健施設の変更届出書のサービスの種類欄にみなし指定を受けているサービス種類も記載し、付表のみご提出ください。

### 2. その他留意事項

- (1) 「変更届提出書類一覧」に掲載されていない変更項目の場合は、当課までお問い合わせください。
- (2) 変更届に必要な書類に不足等がある場合は受付できません。
- (3) 添付書類に、「〇〇研修修了証明書の写し」となっているところは、その職に就任する時点で研修が修了し、証明書が発行されていることが条件となります。
- (4) 当市が指定する様式がある書類については、必ず当市の様式を使用してください。旧様式、他市の様式及び事業所が独自に作成した様式では受付できません。
- (5) 提出した書類については、補正や修正、別途資料の追加等をお願いすることがありますので、速やかにご対応くださいますようお願いいたします。
- (6) 加算等の届出により、運営規程の変更を伴う場合は併せて変更届の手続きが必要です。
- (7) 様式については、当市のホームページからダウンロードが可能となっております。所定のページから必要な様式をダウンロードしてください。

当市ホームページ ⇒ 「健康・福祉・医療」 ⇒ 「介護保険・高齢者福祉」  
⇒ 「介護保険」 ⇒ 「介護保険（事業者向け）」 ⇒ 「書式ダウンロードサービス」  
⇒ 「居宅サービス関連の書式」 ⇒ 「短期入所療養介護」

（問合せ）

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係  
〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階

TEL : 06-6858-2838 FAX : 06-6858-3146

## ○変更届提出書類一覧（短期入所療養介護）

### I. サービス情報の変更

- みなし居宅サービスの名称を変更する場合は、新たに居宅サービスの指定申請が必要となり、また、みなし指定の居宅サービスは廃止の届出が必要です。

#### ①運営規程

##### ▽従業者数、利用料金の変更

提出書類	留意事項
<input type="checkbox"/> 変更届出書（様式一変更） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表9） <input type="checkbox"/> 運営規程	<ul style="list-style-type: none"><li>◆従業者数の変更があった場合、その度の届出は不要です。他の変更届出時に併せて、届出してください。ただし、指定基準を満たさなくなる場合は、すみやかにご連絡ください。</li><li>◆<u>利用料金の変更の場合は事前協議が必要です。事前協議の際、利用料金を変更される理由書等（任意様式）を持参してください。</u></li></ul>

##### ▽上記以外の変更

提出書類	留意事項
<input type="checkbox"/> 変更届出書（様式一変更） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表9） <input type="checkbox"/> 運営規程	<ul style="list-style-type: none"><li>◆届出の前に当課までご連絡ください。</li></ul>